

## アルゼンチン共和国

2022年4月1日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)  
同 [小坂光矢](#)  
同 [殿井健幸](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年3月30日
法律事務所	Zang, Bergel & Viñes Abogados ( <a href="https://www.zbv.com.ar/">https://www.zbv.com.ar/</a> )
担当弁護士	<a href="#">Juan Manuel Quintana</a> , Partner
連絡先	+ <a href="tel:541143234061">54 11 4323-4061</a>

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人データ保護法 (Law 25,326 and Regulatory Decree 1558/2001) <ul style="list-style-type: none"> <li>- URL : <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="http://www.jus.gov.ar/media/3201023/personal_data_protection_act25326.pdf">http://www.jus.gov.ar/media/3201023/personal_data_protection_act25326.pdf</a></li> <li><a href="http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/70000-74999/70368/norma.htm">http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/70000-74999/70368/norma.htm</a></li> </ul> </li> <li>- 施行状況：2001年11月29日施行</li> <li>- 対象機関：公的部門及び民間部門</li> <li>- 対象情報：データ主体（個人）に関するあらゆる情報</li> </ul> </li> </ul>																	
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの充分性認定：あり APECのCBPRシステム：なし</p>																	
OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の	<p>OECDプライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 収集制限の原則</td> <td style="width: 30%;">上記法令に規定されている。</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>上記法令に規定されている。</td> <td></td> </tr> </table>			① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。		② データ内容の原則	上記法令に規定されている。		③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。		④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。		⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。	
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。																	
② データ内容の原則	上記法令に規定されている。																	
③ 目的明確化の原則	上記法令に規定されている。																	
④ 利用制限の原則	上記法令に規定されている。																	
⑤ 安全保護の原則	上記法令に規定されている。																	

権利	⑥ 公開の原則	上記法令において明確に規定されていないが、個人データの収集と処理における透明性に関する個別の条文が複数存在する。
	⑦ 個人参加の原則	上記法令に規定されている。
	⑧ 責任の原則	上記法令に明確には規定されていないが、責任を負うことが黙示的に推定されている。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul> </li> <li>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>- 個人データ保護法は、国家権力の行使または法的義務の履行に関連して個人情報処理される場合、データ主体の同意は不要であると規定している。同様に、国家権力の行使に関連して個人情報を処理する必要がある場合には、個人情報の第三者への譲渡または移転について、データ主体の事前の同意が必要ないことを定めている。</li> </ul> </li> </ul>	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

[https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign\\_pi\\_legislation/](https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/)